

徴収職員証の様式を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市国民健康保険条例施行規則（昭和36年度西宮市規則第35号。）第22条に規定する徴収職員証の様式について必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 徴収職員証の記載事項は、別記様式に定めるところによる。

(雑則)

第3条 前2条に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

別記様式（第2条関係）

（表面）

85 ミリメートル	
国民健康保険料徴収職員証	第 号
	所 属 名 氏 名
	（ 年 月 日生）
	上記の者は、国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3第3項の規定により国民健康保険料その他徴収金の徴収、質問、検査及び滞納処分を行う者であることを証明する。
年 月 日	西 宮 市 長 印

50 ミリメートル

（裏面）

- 1 この証は、国民健康保険料その他徴収金の徴収、質問、検査及び滞納処分を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証を紛失した場合には、速やかに市長にその旨を届けなければならない。